

令和2年

第6回 日向市議会(定例会)

議案参考

11月27日

日向市



## ○消防機関の職員

## 【現状（令和2年度）】

改正前の条例定数	83人
現在の職員数	83人（うち令和2年度採用人数 3人）
定数に係る職員数	80人

消防機関の職員は、「消防学校の教育訓練の基準第3条第2項」に規定する初任教育を修了する必要があることから、採用後に半年間、消防学校に入校するのが一般的な流れである。このため、採用となった年度は「定数に係る職員数」から除外されることとなっている。

令和2年度に採用された3人は初任教育を受ける必要があったため、定数に係る職員数は「80人」となっている。

※ただし、他の自治体の消防機関で受講済等、既に初任教育を修了している者が採用された場合には、採用年度から職員数に含まれることとなる。

## 【消防機関の職員の採用計画】

年度	職員数	退職予定者数 ①	採用予定者数 (次年度4月) ②	増減 (②-①)
令和2年度	83	2	5 (3+2)	3
令和3年度	86	0	5 (3+2)	5
令和4年度	91	1	3	2
令和5年度	93	8	1	▲7
令和6年度	86	1	1	0

## (平準化採用について)

令和5年度末（令和6年3月末）に8人の退職者が見込まれており、消防組織の安定運営を図るため、採用を前倒して平準化しておく必要がある。

このため、令和4年度末（令和5年3月末）の退職予定者1人と合わせた9人を、令和3年度（令和3年4月）から令和5年度（令和5年4月）の3か年にわたり3人ずつの採用を予定している。

## (消防署東郷分遣所への救急車配備による職員の増員について)

早期の運用開始を見据えて、令和3年度（令和3年4月）に2人、令和4年度（令和4年4月）に2人の採用を予定している。

## (条例定数の変更について)

以上のことから、令和3年度以降の採用者について、全員が採用時に初任教育を修了している場合もある事を想定し、定数に係る職員数を最大値で見込む必要があることから、令和5年度の時点で条例定数を「93」としておく必要がある。

○指定管理者候補者一覧

議案番号	施設名	指定管理者候補者	選定方法	指定期間
109	日向市男女共同参画社会づくり 推進ルーム	日向市男女共同参画社会づくり 推進ルーム協議会	公募	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで
	日向市市民活動支援センター			
110	日向市障害者センター	特定非営利活動法人 日向市障害者団体連絡協議会	公募	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで
111	日向市細島地区 コミュニティセンター	日向市細島地区コミュニティ センター管理組合	非公募	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで
112	日向市美々津軒	美々津の歴史的町並みを守る会	公募	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで
	日向市美々津まちなみセンター			
	日向市美々津まちなみ 防災センター			
	日向市歴史民俗資料館			
113	日向市細島みなと資料館	HOSOSHIMAまちづくり 協議会	公募	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで

○指定管理者候補者選定委員会の開催状況

10月15日(木) 第1回 内容: 選定方法協議

10月22日(木) 第2回 内容: 面接審査、総合審査、指定管理者候補者の選定

○選定基準

「日向市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例」第5条 及び  
同施行規則第4条に基づく

選定の基準	選定項目	配点
市民の平等な利用の確保 及びサービスの向上	市民の平等な利用の確保	30点
	利用者サービスの向上	
施設の効用の最大限の発揮 と経費の縮減	施設の効用の最大限の発揮	20点
	施設の管理に係る経費の縮減	
安定した管理運営を行う 物的能力及び人的能力	利用者への対応	50点
	危機管理及びコンプライアンス	
	継続的かつ安定的な施設の管理運営	
	経営基盤の安定	
	地域貢献、環境対策等	

## 指定管理者候補者審査基準及び評価結果

施設名	日向市男女共同参画社会づくり推進ルーム、日向市市民活動支援センター
-----	-----------------------------------

評価項目	配点
1 市民の平等な利用の確保及びサービスの向上	30
2 施設の効用の最大限の発揮と経費の縮減	20
3 安定した管理運営を行う物的能力及び人的能力	50
合計	100

申請団体等	評価項目	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	F委員	G委員	H委員	合計
日向市男女共同参画社会づくり 推進ルーム協議会	項目1	24	23	24	24	25	25	21		166
	項目2	16	14	17	16	16	18	16		113
	項目3	38	32	40	35	41	42	35		263
	小計	78	69	81	75	82	85	72		542

候補者の決定の理由	<p>「日向市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例」第5条の審査基準に基づき、申請者から提出された事業計画書及び関係書類の審査並びに面接審査を実施し、選定委員会において総合的に評価した結果、当該施設を効果的、効率的に管理運営できるものと判断し、指定管理者の候補者として適正であると認められた。</p> <p>※申請団体の役員等の立場である委員1人は評価に加わっていない。</p>
-----------	--

指定管理者候補者審査基準及び評価結果

施設名	日向市障害者センター
-----	------------

評価項目	配点
1 市民の平等な利用の確保及びサービスの向上	30
2 施設の効用の最大限の発揮と経費の縮減	20
3 安定した管理運営を行う物的能力及び人的能力	50
合計	100

申請団体等	評価項目	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	F委員	G委員	H委員	合計
特定非営利活動法人 日向市障害者団体連絡協議会	項目1	22	20	21	23	21	21	19	19	166
	項目2	17	15	15	18	16	13	15	16	125
	項目3	41	36	32	36	40	32	35	33	285
	小計	80	71	68	77	77	66	69	68	576

候補者の決定の理由	<p>「日向市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例」第5条の審査基準に基づき、申請者から提出された事業計画書及び関係書類の審査並びに面接審査を実施し、選定委員会において総合的に評価した結果、当該施設を効果的、効率的に管理運営できるものと判断し、指定管理者の候補者として適正であると認められた。</p>
-----------	---

指定管理者候補者審査基準及び評価結果

施設名	日向市細島地区コミュニティセンター
-----	-------------------

評価項目	配点
1 市民の平等な利用の確保及びサービスの向上	30
2 施設の効用の最大限の発揮と経費の縮減	20
3 安定した管理運営を行う物的能力及び人的能力	50
合計	100

申請団体等	評価項目	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	F委員	G委員	H委員	合計
日向市細島地区コミュニティセンター管理組合	項目1	21	18	21	19	24	24	18	23	168
	項目2	18	13	15	12	16	15	13	14	116
	項目3	39	30	31	30	42	37	30	33	272
	小計	78	61	67	61	82	76	61	70	556

候補者の決定の理由

「日向市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例」第5条の審査基準に基づき、申請者から提出された事業計画書及び関係書類の審査並びに面接審査を実施し、選定委員会において総合的に評価した結果、当該施設を効果的、効率的に管理運営できるものと判断し、指定管理者の候補者として適正であると認められた。

指定管理者候補者審査基準及び評価結果

施設名	日向市美々津軒、日向市美々津まちなみセンター、日向市美々津まちなみ防災センター、日向市歴史民俗資料館
-----	--

評価項目	配点
1 市民の平等な利用の確保及びサービスの向上	30
2 施設の効用の最大限の発揮と経費の縮減	20
3 安定した管理運営を行う物的能力及び人的能力	50
合計	100

申請団体等	評価項目	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	F委員	G委員	H委員	合計
美々津の歴史的町並みを守る会	項目1	23	26	20	22	22	23	22	24	182
	項目2	16	17	15	15	18	16	14	16	127
	項目3	35	36	36	34	37	39	32	34	283
	小計	74	79	71	71	77	78	68	74	592

候補者の決定の理由	「日向市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例」第5条の審査基準に基づき、申請者から提出された事業計画書及び関係書類の審査並びに面接審査を実施し、選定委員会において総合的に評価した結果、当該施設を効果的、効率的に管理運営できるものと判断し、指定管理者の候補者として適正であると認めたと認めた。
-----------	--



指定管理者候補者審査基準及び評価結果

施設名	日向市細島みなと資料館
-----	-------------

評価項目	配点
1 市民の平等な利用の確保及びサービスの向上	30
2 施設の効用の最大限の発揮と経費の縮減	20
3 安定した管理運営を行う物的能力及び人的能力	50
合計	100

申請団体等	評価項目	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	F委員	G委員	H委員	合計
HOSOSHIMAまちづくり協議会	項目1	20	25	21	22	24	20	27	21	180
	項目2	16	15	15	16	15	15	17	14	123
	項目3	38	36	34	39	34	39	39	32	291
	小計	74	76	70	77	73	74	83	67	594

候補者の決定の理由	「日向市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例」第5条の審査基準に基づき、申請者から提出された事業計画書及び関係書類の審査並びに面接審査を実施し、選定委員会において総合的に評価した結果、当該施設を効果的、効率的に管理運営できるものと判断し、指定管理者の候補者として適正であると認められた。
-----------	--